

居宅介護事業所 福祉の森

居宅介護等

(居宅介護 重度訪問介護 同行援護)

運営規程



社会福祉法人 別福会

居宅介護事業所 福祉の森

〒 8 7 4 — 0 0 3 6

大分県別府市上平田町 1 1 組

TEL 0977-85-8262

FAX 0977-85-8263

社会福祉法人 別福会
居宅介護事業所 福祉の森

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 別福会（以下「事業者」という。）が設置する居宅介護事業所 福祉の森（以下「事業所」という。）において実施する指定障害者福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（大分県条例第62号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 居宅介護事業所 福祉の森

(2) 所在地 大分県別府市大字亀川字マツボリ1736番

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（実務者研修修了者－サービス提供責任者兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名（介護福祉士1名・実務者研修修了者1名）

サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に

対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 6 名

- ・介護福祉士 2 名・実務者研修修了者 1 名
- ・ホームヘルパー 2 級 2 名・訪問介護員養成研修基礎課程修了者 1 名

従業者は、居宅介護等に基づき居宅介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 (管理者兼務)

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎月曜日から金曜日までとする。
ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 から午後 5 時 30 までとする。
- (3) サービス提供日 週月曜日から日曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前 7 時から午後 10 時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第 6 条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児 (児童福祉法に定める障害児)
- (4) 精神障害者 (18 歳未満の者を含む)
- (5) 難病患者等

(居宅介護等の内容)

第 7 条 事務所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等計画の作成
- (2) 身体介護
入浴、排せつ及び食事等の介護
通院介助 (身体介護を伴うもの)
- (3) 家事援助
調理、洗濯及び掃除等の家事の援助
通院介助 (身体介護を伴わないもの)
- (4) 重度訪問介護の内容
日常生活全般において常時支援を要する身体障害者等に対して身体介護、家事援助、見守り、移動時の介護等の支援を行う。
- (5) 同行援護の内容
ア 移動時及びそれに伴う外出時において必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読を

含む)

イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動支援

ウ 排泄、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準による。

ただし、利用者負担額の月額については、法第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の金額を利用者等から受領する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護等を行う場合は、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道20キロメートル未満 無料

(2) 事業所から片道20キロメートル以上 1キロメートル毎に10円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別府市並びに日出町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 居宅介護等の提供中、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条7項に掲げる行為その他当該障害者の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業者は居宅介護等の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万

一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、その提供した障害福祉サービス等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより県や市の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、県知事や市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 4 回以上

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、保存する利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から 5 年間ものとする。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月29日から施行する。

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。